

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ、ヌ) 第〇〇号	物件番号 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 7 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 29 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 5 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 19 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所第 2 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者 (国や都道府県、債務者でない所有者等) に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 030, 000 824, 000	一括	206, 000	47, 262	0
1	400, 000				
2	630, 000				
					</



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割字大軽米 |
| | 地 番 | 5 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 1. 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割字大軽米 5 6 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 5 6 番 3 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 3 7. 9 4 平方メートル
2 階 1 4 2. 9 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月 7日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者（相続財産清算人）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割字大軽米 |
| | 地 番 | 5 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 1. 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割字大軽米 5 6 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 5 6 番 3 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 3 7. 9 4 平方メートル
2 階 1 4 2. 9 0 平方メートル |



令和6年(ケ)第42号
令和6年12月3日受理
令和7年2月6日提出

現況調査報告書
(物件1、2)

盛岡地方裁判所
執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米 |
| | 地 番 | 56番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 241.75平方メートル |
| 2 | 所 在 | 九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米56番地3 |
| | 家屋番号 | 56番3 |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 137.94平方メートル |
| | | 2階 142.90平方メートル |

不動産の表示	「物件目録（物件１、２）」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件１			
現況地目	■宅地（物件１）			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり			
建物	物件２			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類： 構造： 床面積：</td> </tr> </table>		{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本建物を、業務機材・什器・家財道具を残置したままの空店舗・空住居として管理占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table>		{	地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日
{	地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、南側で「道」に接面している。
現況、本土地は南側で幅員約5.0メートルの舗装町道「本町線」に接面している。
- 3 本土地上に、自動車検査証の有効期間を経過した乗用車1台が存置されている。
(写真1の左側に位置し、主に後部が写っている白色乗用車)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (物件1、2の 担保権者の従業員)	A (物件1、2の債務者兼所有者) が亡くなり、相続人は相続放棄をしました。相続人は物件2建物に居住していましたが、その後、引っ越されました。現在、物件2建物は、空き家です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年12月3日(火)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和6年12月3日(火)	執行官室(郵便)	軽米町役場へ課税関係資料申請
令和6年12月3日(火)	執行官室(FAX)	軽米町役場へ道路照会
令和7年1月16日(木)	執行官室	担保権者の従業員に聴取
令和7年1月20日(月) 12:40~13:50	物件所在地	物件に立入調査。 評価人同行
(特記事項) ☒ 令和 7 年 1 月 20 日 目的物件は空き家で施錠されていることが予想されたので、立会人Dを立ち会わせて解錠技術者に解錠させて調査した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小

(座標値種別：図上測定)

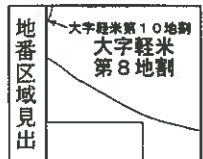
+53549.111



+53424.111

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米				地番	56番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成4年12月			備付年月日(原図)	平成6年3月30日			補記事項		

715275

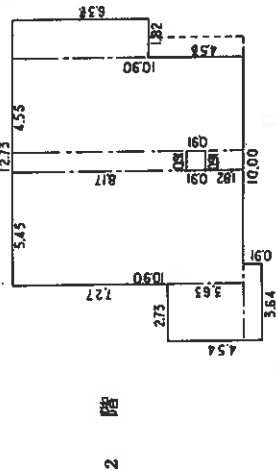
~~各階平面図~~

建 物 圖 面 圖
各 階 平 面 圖

5.6 番 3

家庭番号

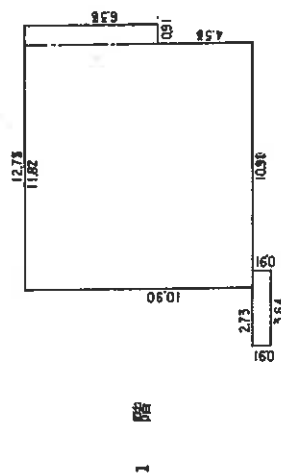
九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米56番地3



張

$2.73 \times 3.63 = 9.9099$
 $3.64 \times 0.91 = 3.3124$
 $10.90 \times 5.45 = 59.4050$
 $8.17 \times 0.91 = 7.4347$
 $1.82 \times 0.91 = 1.6562$
 $10.90 \times 4.55 = 49.5950$
 $6.37 \times 1.82 = 11.5934$
 142.9066

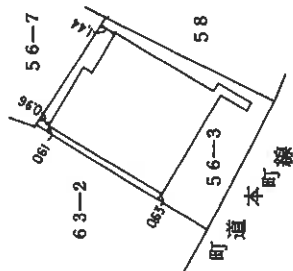
2 踏床面積 142.90㎡²



海
峽

$$\begin{array}{r} 3.64 \times 0.91 = 3.3124 \\ 11.82 \times 10.90 = 128.8380 \\ 6.37 \times 0.91 = 5.7967 \\ \quad \quad \quad 137.9471 \end{array}$$

1 階床面積 137.94m²



(田原案)

作者

縮尺 $\frac{1}{250}$

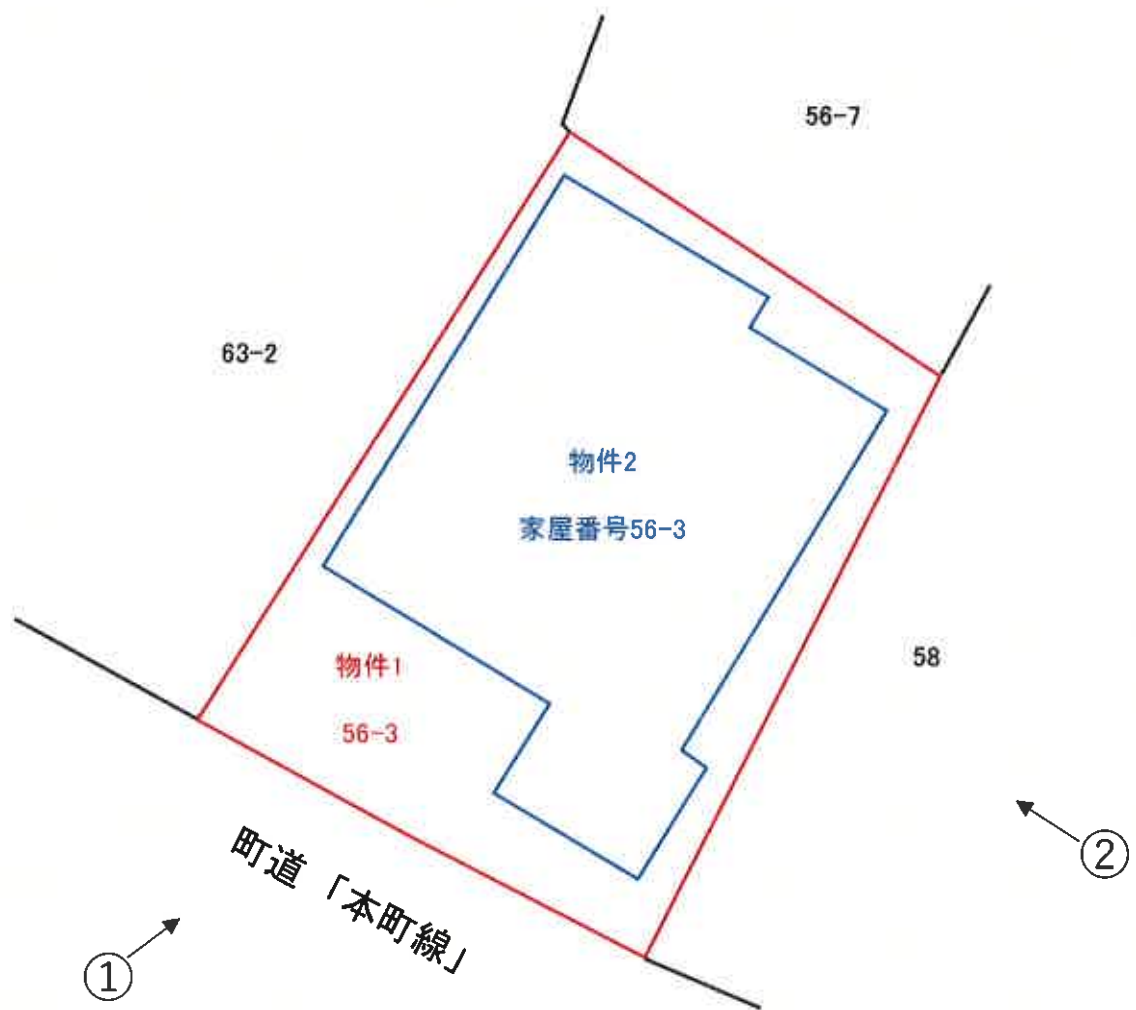
人謝申

縮尺 $\frac{1}{500}$

令和6年(ケ)第42号(物件1、2) 土地建物位置関係図



S≒1/200

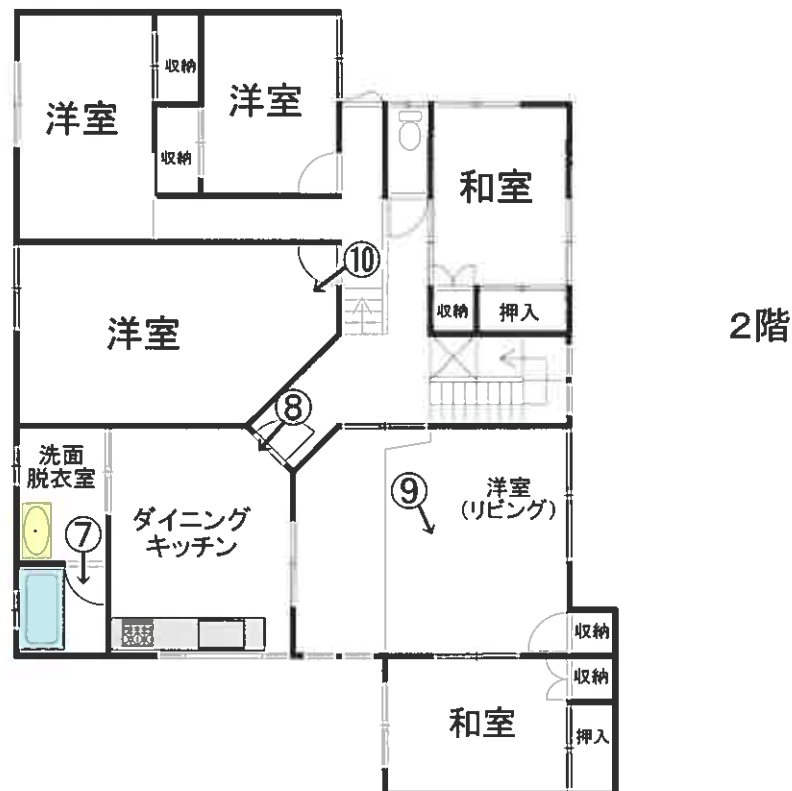
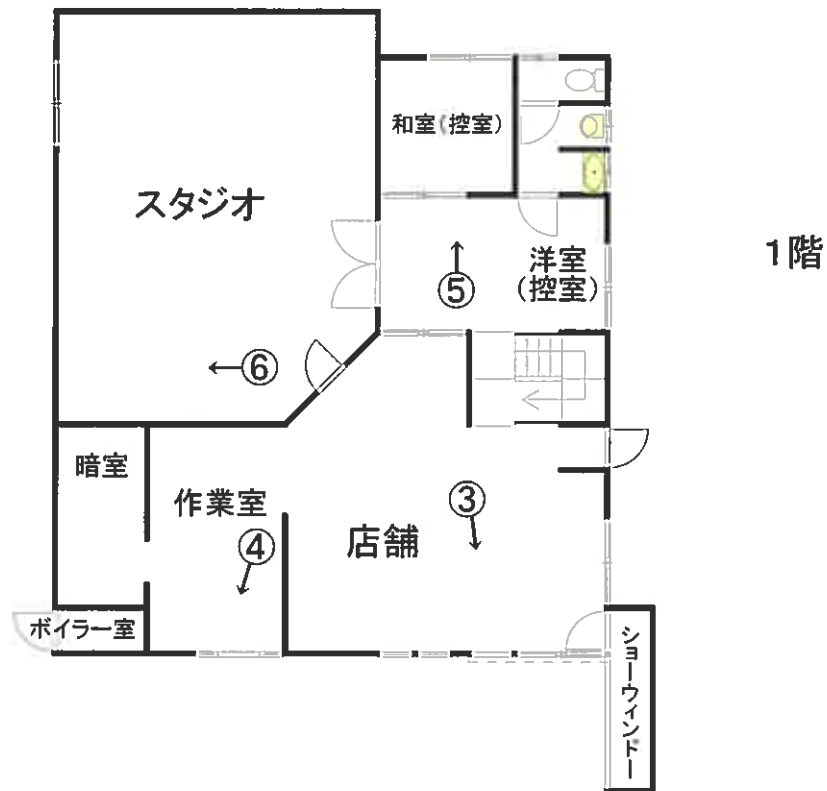


←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

令和6年(ケ)第42号(物件2)
建物間取図



S≒1/150



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真1



写真2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 1 0



令和6年 (ケ) 第 42 号
令和7年1月20日 現地調査
令和7年2月13日 評 価

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

評 価 書
(物件1、2)

評価人 不動産鑑定士

佐 々 木 健 一

第1 評価額

一 括 価 格	
物件1 ～2	金 1,720,000 円
内 訳 価 格	
物件1 （土地）	金 670,000 円
物件2 （建物）	金 1,050,000 円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米 56番3 宅地 241.75㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米 56番地3 56番3 店舗・居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 137.94㎡ 2階 142.90㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 目的土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	いわて銀河鉄道線「金田一温泉」駅の東方・約17kmに所在する。 「軽米大町」バス停から 南方 約180m 軽米町役場 約300m 軽米町立軽米小学校 約700m ユニバース軽米店 約1.3km （いずれも道路距離）	
付近の状況	目的物件が存するのは、小規模店舗、金融機関、一般住宅等が混在する商住混在地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域外
	用途地域	-
	建蔽率	-
	容積率	-
	防火地域	-
	その他の規制	-
画地条件	地積	241.75㎡
	間口	約14m
	奥行	約18m
	形状	ほぼ長方形
	接道状況	中間画地
	その他	ほぼ平坦
接面道路の状況	南西側：幅員約5mの舗装済町道（本町線）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：あり （注）「あり」とは当該供給処理施設が目的土地の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは目的土地の敷地内に引込まれていないことをいう。	
特記事項	敷地内に自動車検査証の有効期間が経過した乗用車1台が存置されている。 洪水浸水想定区域（想定最大規模）：洪水によって想定される浸水深5.0m～10.0m 土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。	

2 目的建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成5年9月18日新築 経 過 年 数 ： 約31年 経済的残存耐用年数：0年
仕様	構 造 ： 木造 屋 根 ： 亜鉛メッキ鋼板 外 壁 ： サイディング 内 壁 ： ビニールクロス等 天 井 ： ビニールクロス等 床 ： フローリング、コンクリート等 設 備 ： 電気、給排水衛生等 そ の 他 ： 特になし (注)建物に附属する各種設備について、動作確認まではできないが、目視では使用不能の ように見られた。
床面積（現況）	「第3 目的物件」に記載のとおり
現況用途等	現 況 用 途 ： 店舗・居宅 間 取 り ： 別紙「建物間取図」のとおり
品等	普通
保守管理の状態	劣る（詳細は下記「特記事項」に記載）
建物の利用状況	所有者が業務機材・什器・家財道具を残置したままの空店舗・空住居として管理占有して いる。
特記事項	保守管理の状態としては以下のとおり。 ・外壁仕上の剥がれ、腐食等が見られる。 ・内壁仕上のひび割れ、変色等が見られる。 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用 されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関 の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ÷オ
1	12,600円/㎡	1.000	241.75㎡	0.700	2,130,000円

ア 標準画地価格：（公示価格等からの規準）

地価調査基準地 軽米(県)5-1

標準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $14,400\text{円}/\text{㎡} \times 96.7/100 \times 100/100.0 \times 100/110.3 \div 12,600\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： ±0.0%（相乗積）

なし ±0%

◇ 地 域 格 差： +10.3%（相乗積）

街路条件 +5% (幅員)

交通接近条件 ±0%

環境条件 +5% (周辺の利用状況)

行政的条件 ±0%

その他の条件 ±0%

イ 個 別 格 差： ±0.0%（相乗積）

なし ±0%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：経済的な耐用年数が残存していない建物が存在することを考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号／区分	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ÷エ
2 主である建物	200,000円/㎡	280.84㎡	0.035	1,970,000円

イ 現況延床面積：登記数量

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して査定した。

現価率 = $\{(1 - \text{残価率}) \times \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) + \text{残価率}\} \times (1 - \text{観察減価率})$

	経過年数	経済的残存耐用年数	残価率	観察減価率(※)	現価率
2 主である建物	約31年	0年	5%	30%	0.035

(※)観察減価率は建物の保守管理の状態等を勘案した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア(1①オ)	土地利用権等割合 イ (対応建物)	土地利用権等価格 ア×イ÷ウ
1	2,130,000円	0.25 法定地上権 (物件2)	530,000円

イ 土地利用権等割合： 物件2建物の土地利用権については法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア(1①オ/1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ(2①ウ)	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,130,000円	▲530,000円		0.70	0.60	670,000円
2	1,970,000円	+530,000円	1.00	0.70	0.60	1,050,000円
一括価格(合計)						1,720,000円

ウ 占有減価修正： 修正の必要はなし。

エ 市場性修正： 衰退傾向の商住混在地域に存在することによる土地建物一体としての市場性を考慮した。

オ 競売市場修正： 「第2 評価の条件」に記載した不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地 価 調 査 価 格（軽米(県)5-1)

所 在 ： 九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米59番1

価 格 ： 14,400円/㎡

位 置 ： いわて銀河鉄道線「金田一温泉」駅の東方17km（道路距離）

価 格 時 点 ： 令和6年7月1日

地 積 ： 265㎡

供給処理施設： 水道・下水

接 面 街 路 ： 北 11.5m町道

用 途 指 定 等 ： 都市計画区域外

地 域 の 概 要 ： 小売店舗等が建ち並ぶ既成商業地域

第7 附属資料

位置図

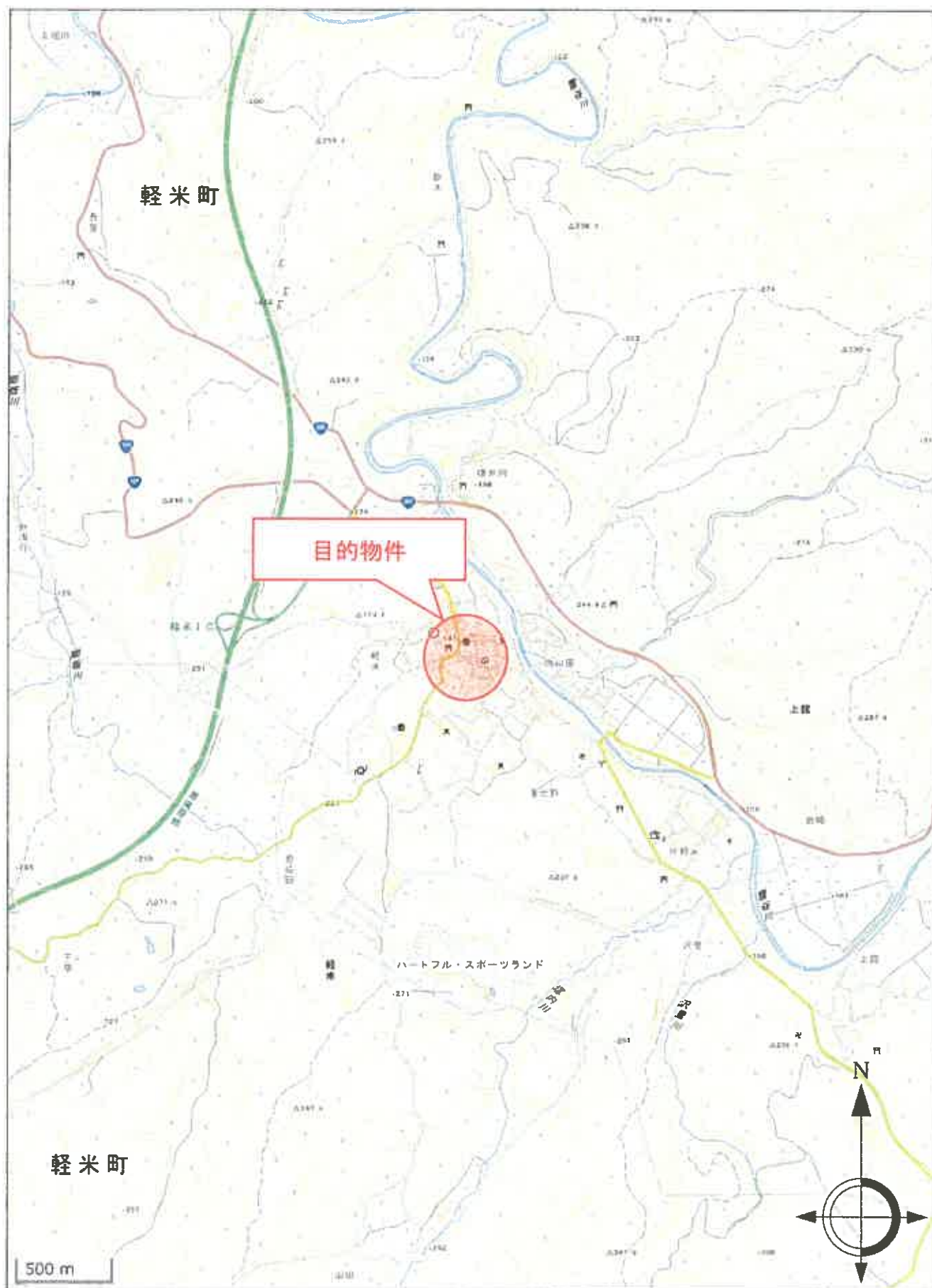
公図写し

建物図面・各階平面図写し、

土地建物位置関係図

建物間取図

位置図



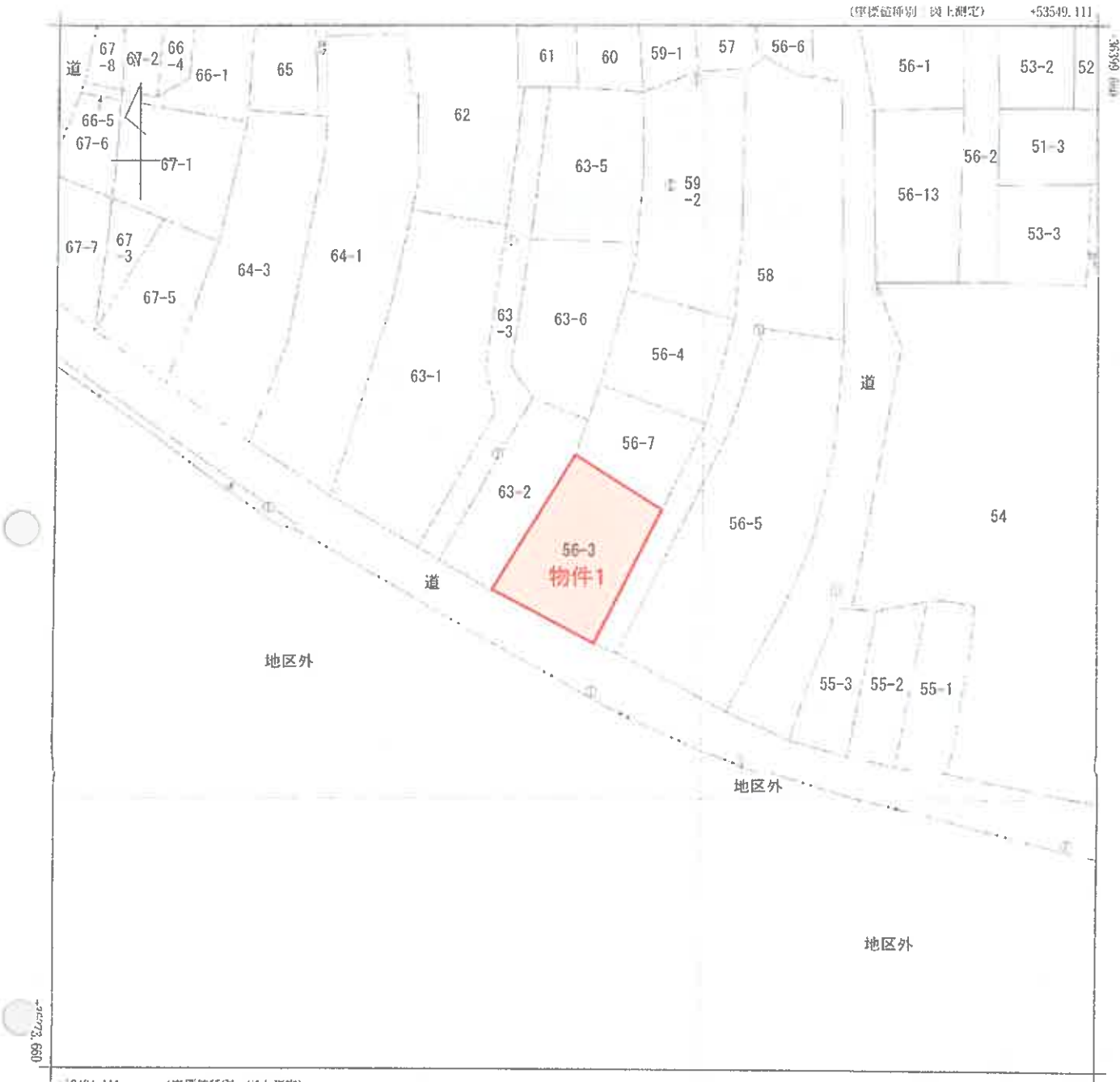
地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

位置図



地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

(座標値種別：図上測定) +53549.111



+53424.111 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyousouki2011.par)による修正がされています。

大字軽米第10地割
大字軽米
第8地割
地番区域見出

請求部分	所 在 九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米					地 番	56番3			
出 縮 力 尺	1/500	精 度 分 区	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成4年12月				備付年月日(原図)	平成6年3月30日		補 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

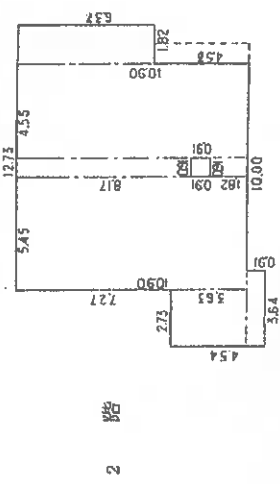
令和6年10月1日
盛岡地方法務局二戸支局

地図整理番号：M03088
(1/1) 登記官

建物図面
各階平面図

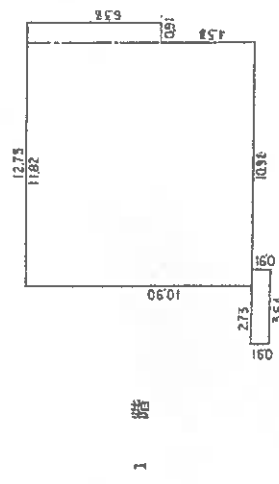
家屋番号	56番3
建物の所在	九戸郡榎米町大字榎米第8地割字大榎米56番地3

715275
各階平面図



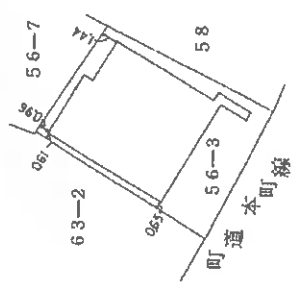
求 積
 $2.73 \times 3.63 = 9.9099$
 $3.64 \times 0.91 = 3.3124$
 $10.90 \times 5.45 = 59.4050$
 $8.17 \times 0.91 = 7.4347$
 $1.82 \times 0.91 = 1.6562$
 $10.90 \times 4.55 = 49.5950$
 $6.37 \times 1.82 = 11.5934$
計 142.9068

2階床面積 142.90m²



求 積
 $3.64 \times 0.91 = 3.3124$
 $11.82 \times 10.90 = 128.8380$
 $6.37 \times 0.91 = 5.7967$
計 137.9471

1階床面積 137.94m²



(正四縮)

縮尺 1/500

申請人

作製者

(日国産12)

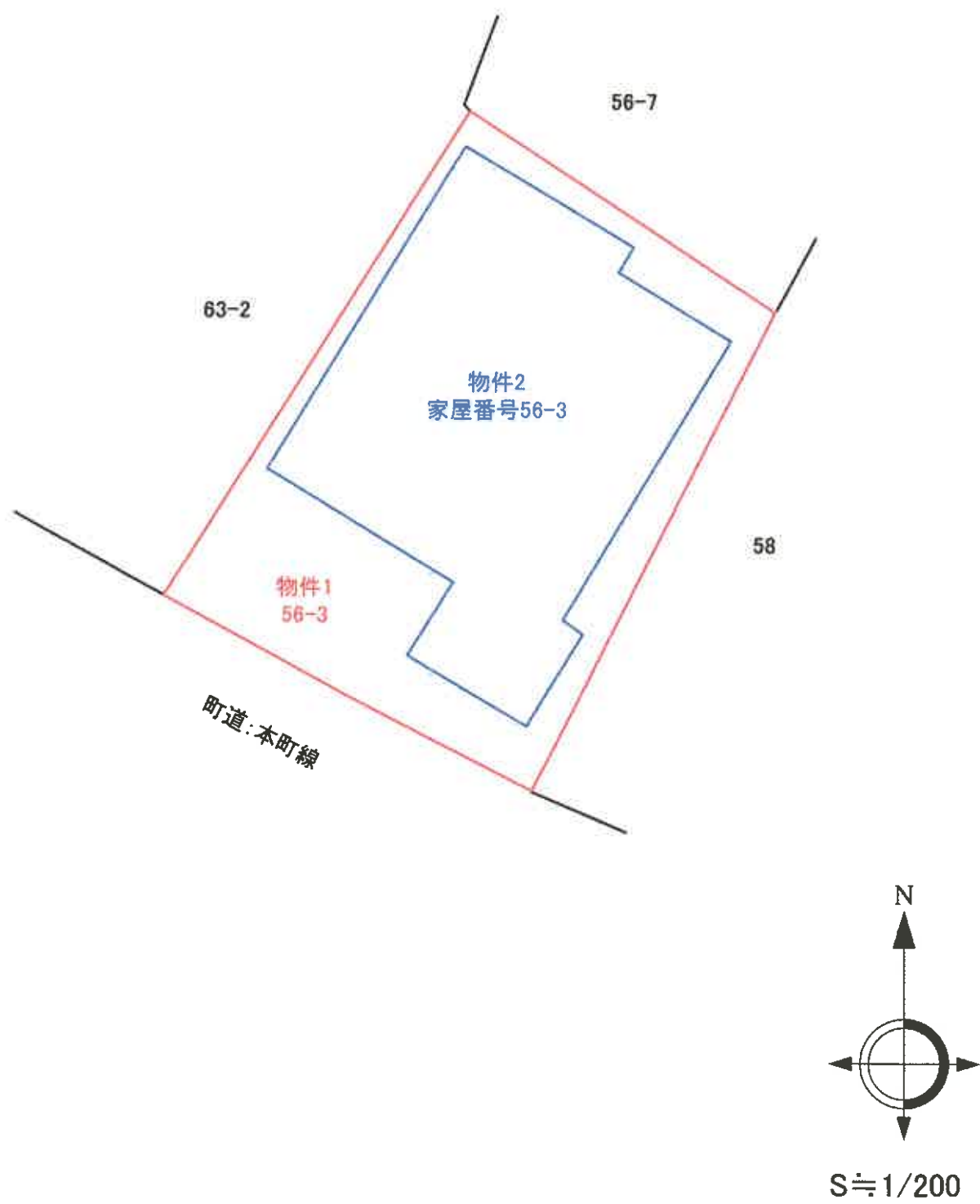
登記年月日：平成5年10月14日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和6年10月1日 盛岡地方裁判所 戸支局

登記官

地図整理番号：M03089

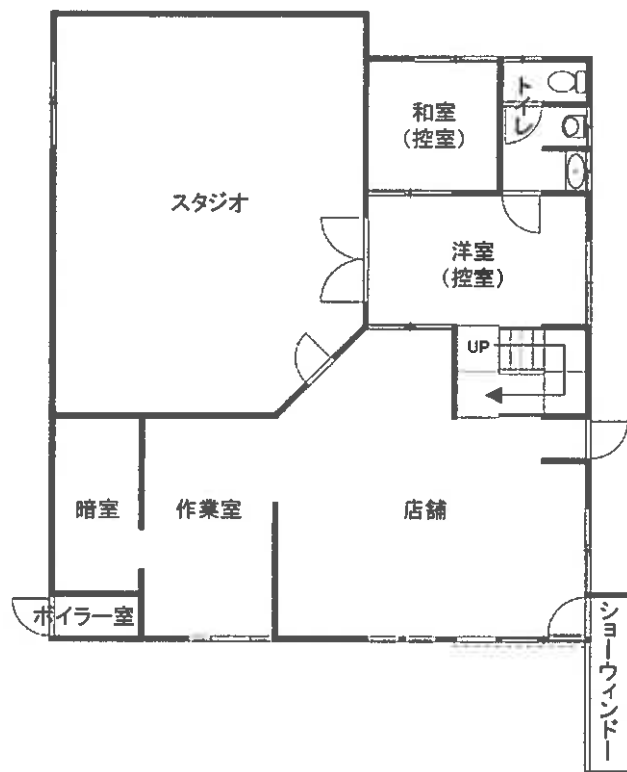
土地建物位置関係図



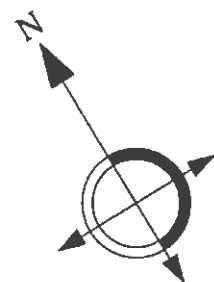
※土地建物の位置、範囲及び形状等は概略についての便宜的な表示である。

建物間取図 (物件2)

1階



2階



S ≒ 1/150

※概略を記載したものであり、建具・設備の配置、仕様及び規格は便宜的な表示である。